

判決年月日	平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 4 年（行ケ）第 1 0 1 0 5， 1 0 1 0 6， 1 0 1 0 7， 1 0 1 0 8， 1 0 1 0 9， 1 0 1 1 0号		
○ 意匠に係る物品を「人工歯」とする意匠につき，相違点の看過及び意匠の類否判断に誤りがあるとして，公知意匠に類似することを理由に拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

（関連条文）意匠法3条1項3号

1 事案の概要

本件訴訟は，意匠登録出願拒絶査定を不服とする審判請求を成り立たないとした審決の取消訴訟で，本件の意匠はいずれも義歯等に用いる前歯の人工歯に関するものであり，本件訴訟の争点は意匠の類似性である。なお，平成24年（行ケ）第10105号事件の本願意匠A，同第10106号事件の本願意匠Bはそれぞれ上顎前歯の人工歯の意匠，同第10107号事件の本願意匠Cは下顎前歯の人工歯の意匠であり，同第10108号事件の本願意匠Dは本願意匠Aの，同第10109号事件の本願意匠Eは本願意匠Bの，同第10110号事件の本願意匠Fは本願意匠Cのそれぞれ部分意匠である。

原告は，平成20年6月30日，本願意匠A～Fの登録出願をしたが（意願2008－016902，016903，016906，016914，016915，016918），特許庁から公知意匠に類似するとの理由で拒絶査定を受けたので，不服審判請求をしたところ，本願意匠Bについては平成24年2月13日に，本願意匠A，CないしFについては平成24年2月14日に，それぞれ不成立審決（審決A～F）を受けた。そこで，原告がこれらの審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。なお，審決の理由は，概ね，本願意匠A～Fと各引用意匠とでは，意匠に係る物品が同一であるところ，本願意匠A～Fは引用意匠との共通点に係る形態から生じる印象が支配的である一方，相違点はいずれも微弱で共通点から生じる印象を覆すに至らないから引用意匠と類似するというものである。

2 裁判所の判断

裁判所は，主として次のとおり判示して，審決A～Fは相違点を看過し，引用意匠との類否判断に誤りがあるとして，審決A～Fを取り消した。

人工歯の需要者は歯科技工士，歯科医であるところ，人工歯の需要者は，天然歯の形状を出発点として，咬合やそしゃくの機能に合致するか否かの観点を第一次的に念頭に置き，製造業者や販売業者から供給される人工歯を観察するが，二次的には施術の容易性や義歯床への接合具合，審美性の観点，そして意匠上の観点ではないが材質も考慮に入れながら，供給される人工歯を観察する。そうすると，天然歯の持つ形態に由来する基本的特徴部分は，以上の観点からみて，人工歯に係る意匠の類否判断において，共通点としての位置付けは小さい。

本願意匠Aと引用意匠A（意匠登録第1197533号，甲A18）とは，少なくとも，唇側面の側面視形状，基底面の輪郭形状，ファセット面の有無で異なるところ，審決Aはこれらの相違点を看過している。本願意匠Aは看者に対し，引用意匠Aよりもほっそりとした印象や上記ファセット面が設けられていることに伴う印象を生じさせるものであるところ，本願意匠Aと引用意匠Aの相違点から生じる印象は，天然歯の形態の模倣を基調とする人工歯の意匠にあっても，基本的構成態様を含む，両意匠の共通点から生じる印象に埋没せず，両意匠は類似しない。

本願意匠Bと引用意匠B（意匠登録第1197059号，甲B16）とは，少なくとも，唇側面の側面視形状，基底面の輪郭形状，稜の側面視形状，ファセット面の有無で異なるところ，審決Bはこれらの相違点を看過している。本願意匠Bは看者に対し，引用意匠Bよりもほっそりとした印象，左右非対称である印象や上記ファセット面が設けられていることに伴う印象等を生じさせるものであるところ，本願意匠Bと引用意匠Bの相違点から生じる印象は，基本的構成態様を含む，両意匠の共通点から生じる印象に埋没せず，両意匠は類似しない。

本願意匠Cと引用意匠C（意匠登録第1197056号，甲C16）とは，少なくとも，唇側面の側面視形状，基底面の輪郭形状，稜の側面視形状，ファセット面の有無で異なるところ，審決Cはこれらの相違点を看過している。本願意匠Cは看者に対し，引用意匠Cよりもほっそりとした印象，左右非対称である印象や上記ファセット面が設けられていることに伴う印象等を生じさせるものであるところ，本願意匠Cと引用意匠Cの相違点から生じる印象は，基本的構成態様を含む，両意匠の共通点から生じる印象に埋没せず，両意匠は類似しない。

本願意匠D～Fについても，審決（D～F）はファセット面の有無に係る相違点を看過しているし，引用意匠D～F（引用意匠A～Cの各先端付近の部分）との相違点から生じる印象は，共通点から生じる印象に埋没せず，各意匠は類似しない。